

番号

令和 7年 8月 20日

契約結果調書

件名	瀬戸市議会タブレット端末等調達及び通信サービス利用業務		
契約日	令和 7年 8月 20日		
契約期間	令和 7年 9月 1日 から 令和 11年 8月 31日 まで (1461日間)		
履行場所	瀬戸市議会事務局 議事課		
予定価格	事後公表 5,683,814 円 (見積書比較価格 5,167,104 円)		
契約金額	5,682,096 円 (うち取引に係る消費税等 516,528 円)		
受注者	20046705-0 ソフトバンク株式会社 東京都港区海岸1-7-1		
契約の相手方とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当。（詳細は別紙のとおり）		
契約区分	総価契約（長期継続契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約6号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）		
業種	コンピュータサービス		
担当課	議事課		
契約内容	瀬戸市議会では、議会の活性化、議会運営の効率化を図るとともに、用紙類や印刷費等のコスト削減などを目的として、タブレット端末を導入しているが、契約満了に伴い、新たに契約を更新するもの。		
備考			

当初受付番号 7-000853

契約番号 7-080801-0

瀬戸市議会タブレット端末等調達及び通信サービス利用業務
業者選定理由

本業務に関しては、議会事務局におけるタブレット端末の導入時よりソフトバンク株式会社と長期継続契約を締結しているが、契約期間が令和7年8月31日で満了となる。

引き続きタブレット端末を利用するにあたり、ソフトバンク株式会社に聞き取りを行ったところ、現在使用しているタブレット端末を引き続き利用した場合、新たに機器を導入（機種変更）するよりも、安価になることが分かった。

また、現在使用しているタブレット端末を引き続き利用すれば、新たに機器を導入する場合に発生するタブレット端末設定費用は必要ない。

現在使用しているタブレット端末はソフトバンク株式会社から賃貸借しているものであるため、他社において同様の契約をすることはできず、他社と契約をする場合は、新たに機器を導入する必要がある。同業他社に参考見積を依頼したところ、現在の契約より費用は高額になり、また、期日までにタブレット端末を準備できない可能性もあるとの回答であった。

このことにより、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当するため、ソフトバンク株式会社と随意契約とする。